

強制執行(金銭執行)の基礎について

山本 翔

Sho Yamamoto

PROFILEはこちら

第1 はじめに

強制執行とは、主に、民事裁判で確定された権利を実現するため、民事執行法に基づく手続のことで、強制執行といっても、債権者が有する権利の内容に応じて、様々な方法が用意されており、大別すると、金銭の支払を目的とする権利のための手続(金銭執行)と、金銭の支払を目的としない権利のための手続(非金銭執行)に分けることができます。金銭の支払を目的とする権利としては、例えば、貸金返還請求権がありますが、交通事故でケガをしたとして、加害者に治療費などを求める損害賠償請求権も、これに該当します。他方で、金銭の支払を目的としない権利としては、例えば、契約に基づき家具の製造を求める権利などがあります。

企業法務では、一般に、金銭の支払を求める権利の実現(債権回収)が問題となるため、本稿では、強制執行のうち、金銭執行に焦点を当て、簡単な解説をさせていただきます。

第2 金銭執行の準備

1 債務名義と執行文

金銭執行に限らず強制執行では、国家権力が債務者の私生活へ強制的に介入していく営みですから、この申立てを行うためには、債権者が権利を持っていることが公に確認できていないといけません。このため、一定の権利の存在と内容が明らかにされた文書(債務名義)を取得した債権者のみ、強制執行の申立てを行うことができます。債務名義の代表例が裁判所による確定判決になります。

また、例えば、債権者がある権利を有していることが裁判で認められていたとしても、裁判のやり直しの手続である「再審

により判決が取り消されているような場合もあり、このような場合に強制執行を認めることは、できません。そこで、そのような事由がないことについて、判決をした裁判所において確認する必要があります。当該債務名義で強制執行をしても良いとのお墨付きを「執行文」といいます。

このように、強制執行を申し立てるためには、その前提として、債務名義と執行文を得る必要があります(このほか、債務名義が債務者である相手方に送達されたことの証明書等も必要となります。)

2 債務者の財産を調査するための手続

強制執行の準備ができたとしても、債務者の財産が把握できなければ、債権者は、実際に申立てを行うことができません。金銭執行では、金銭の支払義務を負っている債務者の財産を差し押さえて売却し、その代金から回収をすることを予定する手続であるため、債権者にとっては、いかに債務者が有する財産を発見し、これを効果的に差し押さえるかが課題となります。債務者の財産を特定する責任は、債権者にあります。

債務者の財産を調査するための手続としては、民事執行法では、2つの手続が用意されています。まず、財産開示手続といって、債務者を裁判所に呼び出し、債務者自身にその財産に関する陳述をさせる手続が用意されています。この手続では、債権者は債務者に対し質問をし、財産の状況を明らかにさせることができます。裁判所が定めた財産開示期日に正当な理由がないのに出頭しない、出頭しても虚偽の陳述をした、という場合には、令和元年の改正により罰則が引き上げられ、

6月以下の懲役か50万円以下の罰金に処するものとされました。このように罰則が強化された改正法の施行後は、実際に、裁判所へ出頭しなかったことを理由として、逮捕されたり、書類送検されたりする事件もあると報道されています。

また、債権者が債務者の財産状況を調査するための制度として、第三者からの情報取得手続が創設されています。この手続では、裁判所が、債権者からの申立てにより、金融機関、登記所等の第三者に対し、債務者の預貯金債権、不動産等の財産に関する情報の提供を命じることができますので、債権者は、債務者以外の第三者から債務者の財産に関する情報を取得することができるようになりました。

このような手続を経て、債務者の財産を特定することができた債権者は、その判明した財産に合わせて、強制執行を申し立てることになります。

第3 金銭執行の種類

1 債権に対する強制執行

債権に対する強制執行(債権執行)とは、債権を対象とする強制執行の方法ですが、私人が保有する財産のうち、最も換価しやすいものは預貯金債権であるため、預貯金債権を対象として申し立てられることが多いのが実情です。債権者としては、第三者からの情報取得手続のような方法を活用し、債務者の預貯金口座がどこにあるかが分かれば、預貯金口座を差し押さえることとなるでしょう。債権者の立場で預貯金債権を差し押さえようとするときに留意することとしては、申立ての際に、差押命令の対象とする預貯金債権の取扱店舗(支店)を具体的に特定しなければならないことです(インターネット専業銀行の場合には、支店の特定は、不要です)。

このほか、債務者の勤務先が判明しているのであれば、給与債権を差し押さえるということもあり得ますし、債務者が事業を営んでいれば、売掛金を差し押さえるということもあり得ます。

2 不動産に対する強制執行

不動産に対する強制執行では、債務者が所有する土地・建物などの不動産を差し押さえ、これを裁判所の手を通じて売却し、債権者がその代金の配当等から債権を回収することが中心となる手続です。抵当権などの担保権の実行の手続と合わせて「不動産競売」とも呼ばれています。

この手続では、不動産を評価した上で、入札により一番高い価格で購入の希望をした者(最高価買受申出人)に売却し、代金を債権者へ配当することとなります。金銭債務の支払が困難な債務者においては、換価価値のある不動産を所有していないこともあると思いますが、第三者からの情報取得手続を活用することにより、思わぬ不動産を発見できる可能性もあります。

3 動産執行

動産執行は、債務者の占有する動産を執行官が差し押さえ、これを売却し、債権者がその代金の配当等から債権を回収する手続になります。執行官は、債務者の抵抗を排して、債務者の住居に立ち入ることができます。動産執行では、債務者等への生活の保障という観点から、一定の範囲の動産については差押えが禁止されています。例えば、債務者の衣服や寝具などの日常家財道具、一か月の生活に必要な食糧等のほか、66万円までの現金についても差し押さえすることができません(差押禁止動産といえます)。

差押禁止動産以外の動産を差し押さえることに成功したとしても、家具などの一般的な動産には交換価値がないことから、動産執行が実際の債権回収に繋がることは、困難な場合が多いといえますが、債務者にとっては、心理的な影響が少なくない手続であるといえます。

第4 おわりに

以上のおり、金銭執行では、いかに債務者が有する財産を発見し、これを効果的に差し押さえるかが課題となるため、

債権者の立場からすると、日頃から、取引相手(債務者)の財産状況についての関心を持つておくことが、いざとなった場合への備えとなることでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)